

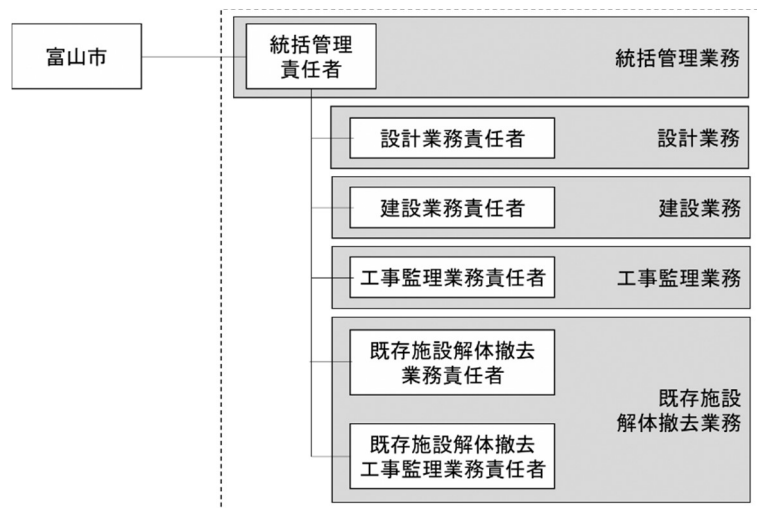
別紙 9 本事業の業務実施体制図

本事業の業務実施に当たっては、「設計・建設期間」及び「維持管理期間」において統括管理責任者を配置するとともに、設計業務、建設業務、工事監理業務、既存施設解体撤去業務、維持管理業務の各個別業務の業務責任者を配置し、本市への各種報告・調整を適切に行うこととする。

なお、統括管理責任者は、原則として構成員又は協力企業から選出することとし、事前に本市に書面で届け出ること。

1. 設計・建設業務

「統括管理責任者」、「設計業務責任者」、「建設業務責任者」、「工事監理業務責任者」、「既存施設解体撤去業務責任者」、「既存施設解体撤去工事監理責任者」を任命し、統括管理責任者の管理監督のもと、各業務を実施する。



2. 維持管理業務

「維持管理業務責任者」を任命し、統括管理責任者の管理監督のもと、各業務を実施する。

